

旧制官立高等商業学校の数え方 (上)

第九高等商業学校の史料

阿部安成

Yasunari Abe

滋賀大学 経済学部 / 教授

本稿は、新出史料をもとに、旧制官立彦根高等商業学校(以下、彦根高商、とする)の設置をめぐる状況の一端を明示するものである¹⁾。新出史料の一つは、滋賀大学経済経営研究所(以下、研究所、とする)所蔵資料のホチキス留め冊子で、その表紙には「第九高等／商業学校／彦根設置経過概要／彦根高等商業学校／調査課」との表記がある(表紙には「旧高商資料」と印字されたシールと、「22／C／18」と印字された図書ラベル貼付、また、「彦根高等商業学校／No.26690／調査課」の楕円印押印。以下引用にさいして記す／は原文での改行をあらわす)。

もう一つの新出史料は、滋賀県立公文書館所蔵資料である。同館ホームページ上の「滋賀県立公文書館所蔵資料検索システム」において、「彦根高等商業学校」「彦根高商」「高等商業学校」「高商」を「検索ワード」とした検索でヒットゼロという時期があったといわれたが、その後、所蔵資料のデータ入力が進んだのだろうか、2022年11月6日時点での検索では、さきのキーワード検索によるヒット件数は増えている。ここではそのうちの1点——「件名」「国の事業に対し寄付の件(第9高等商業学校設置費、同校敷地寄付の件)」「(簿冊件名)」「大正8年～大正9年、雑」、「作成日」「大正9年9月21日」、「請求番号」「大-こ-13)」を紹介する。

どちらも新出史料とはいったものの、前者(以下「設置経過概要綴」とする)は、研究所職員があらためて所蔵資料の遡及入力をしているさなかの2022年10月7日に所在が判明した史料で、すでに公開されている「彦根高等商業学校刊行物目録稿」(阿部安成「滋賀大学経済経営研究所調査資料室報⑧」『彦根論叢』第350号、2004年9月)の

1) 彦根高商の誘致の経緯を詳細にたどった労作に、今井綾乃「第1章 誘致運動」(同「官立彦根高等商業学校の学校史—誘致運動・教育制度を中心に」2024年度滋賀大学大学院経済学研究科博士論文甲49)がある。その一つの前提と

作成時に気づく可能性があったはずで、目録稿作成者の調査不足ゆえにみつからなかったともいえる。

後者(以下「設置寄附一件綴」とする)は、2022年以前の検索時点(年月日不明)において、「第9高等商業学校」を「検索ワード」とすればヒットした可能性があり、検索者の練度不足によりみつからなかったにすぎないともいえよう。そうした経緯をふまえると、厳密には、これら2点の史料はあくまで、わたし(たち)にとっての新出というべきなのだ。

史料にはそれ自体の歴史があり、歴史学研究においては、それをも記録したり議論したりする必要があるとわたしはとらえている。わたしはそれを書史論とよぶ²⁾。その一つの事例として本稿でも、これまでひろく知られてこなかった史料をめぐる、いわばその登場の経緯もここに記録しておく。

II 滋賀大学経済経営研究所 所蔵資料

「設置経過概要綴」は、2022年10月7日22時26分に受信した、(当時) 滋賀大学経済学研究科大学院博士後期課程今井綾乃(研究所をおもな勤務場所としてRAを担う)発Eメールによって知った。同所は、2020年度に(その当時の方針で)、同学経済学部附属リスク研究センターと統合再編され、所蔵資料の業務を移管することとなり、そのためのいわば残務整理として所蔵資料の遡及入力をおこなうなかで、(当時) 同所助手江竜美子が手にして、その所在があらためて確認された歴史資料である。

「設置経過概要綴」では、そのほとんどの用紙に、「彦根高等商業学校」と印字された縦罫紙がもちいられている(1から37までのノンブルが手書きであり)。そのいわば目次を示すと、まず文書A

しての新聞報道の資料紹介は、阿部安成、今井綾乃「研究ノート 彦根高等商業学校の始まりの始まりへ(1)(2完)」(『彦根論叢』第406号、第407号、滋賀大学経済学会、2015年12月、2016年3月)を参照。

「本校設置経過ニ関スル座談会進行順序」(1——以下、その手書きノンブルを記す)、つぎに文書B「第九高等商業学校彦根設置経過概要」(2)、末尾に「大津近江新報社にて杉井記」と記された編年の記述文書C(3~18)、そして「彦根高商創立当時を語る」座談会(当該座談会を以下たんに、座談会、とする)の見出し以下の切抜文書D(19~37)である。

手書きの前3文書(A~C)はそれぞれに筆跡が異なり、べつべつの執筆者が記録したのだろう。

以下に、文書Dをのぞくそのすべてを転載しよう(1字下げとし、原文書き出し冒頭の字下げを2字分とした。ルビ様の追記は原文のまま。／は原史料での改行をあらわす)。

文書A

本校設置経過ニ関スル座談会進行順序

- (一) ~~彦根市~~滋賀県トシテ~~カ~~高商設立ノ希望ガアツタカ〔取り消し線は原文のまま——引用者による。以下同〕
- (二) 高商以外ノ学校ノ振当ガアツタカ
- (三) 渡辺九一郎氏知事会見ト帰彦後ノ状況
- (四) 犬上郡有志大会ノ状況
- (五) 設立助成委員大会ノ状況
- (六) 委員上京ノ模様
- (七) 此ノ当時ニ於ケル大津市及八幡町ノ状況〔二重下線は追記をあらわす〕
- (八) 寄附金募集ニ関スル状況
- (九) 敷地決定ノ事情
- (十) 土地買収ノ状況
- (十一) 寄附金回収ノ状況
- (十二) 知事、政友会支部長ノ諸氏が彦根ニ力ヲ入レテイタノハ如何ナル理由カ／以上、

文書B

第九高等商業学校彦根設置経過概要

2) 阿部安成「島の書、書の園—国立療養所大島青松園をフィールドとした書史論の試み」(『国立ハンセン病資料館研究紀要』第2号、2011年3月)を参照。

大正六年〔以下、原文の赤系統色傍線を下線で示す〕 滋賀県会ガ本県ニ高商設立ノ請願ヲナス

〳六年九月 臨時教育会議(寺内内閣)開カル

〳七年九月／二十九日 原内閣成立、高等教育機関拡充計画ヲ建ツ

〳 年十二月／二十九日 御内帑金一千万円御下賜ノ御沙汰(高等教育機関拡張ノ為)

〳八年一月 渡辺郡会議長ハ彦根町立商業学校ヲ県管移管運動ノ為森知事ヲ訪問セル処意外ニモ知事ヨリ政府ガ滋賀県ニ高商設置ノ案アルヲ聞ク、渡辺氏狂喜、帰町、安居県議外有力者ト会合猛運動ヲ始ム

〳 一月十五日 犬上郡有志大会ヲ開ク、安居県議委員長トナリ、代議士、県会議員、郡長、郡会議員、町村長、町内有力者五十名ヲ委員ニ挙ゲ

〳 一月廿日 安居、渡辺両氏ト彦根有力者数氏会合席上十万円ノ寄附申込アリ之ニカヲ得委員七名ヲ挙ゲ犬上郡出身ノ在阪有力者ヲ歴訪寄附ヲ懇請ス

〳 一月廿三日 委員大会開催寄附ノ打合ヲ為ス、彦根在住者及出身者二十五万円、彦根ノ四富豪十万円、犬上郡有力者十五万円、其他十万円、計六十万円寄附ノ見当付ク

〳 二月六日 渡辺、安居外数名ハ森知事ト共ニ東上、井上代議士ノ紹介ニテ中橋文相ヲ訪問陳情ス、文相ノ彦根設置ニ難色アリ、上京委員苦慮ス〔数文字判読不能〕

〳 〳 安居氏運動ノ為東上留居中町長ニ選挙セラル

〳 二月九日 文相ヨリ知事ニ宛テ彦根設置内定ノ通知アリ

〳 二月十五日 高等諸学校創設及拡張費支弁ニ関スル法律案、第四十一議會衆議院通過

〳 三月廿五日 同案貴族院通過

〳 七月／八月 之ヨリ本格的ニ寄附金募集ニ着手ス、高商委員ハ炎暑ヲ厭ハズ十数回会合ス

〳 八月十一日 青波村長ヨリ敷地候補地^{〔マ マ〕}御三条反対上申

〳 十月 県知事ヨリ町長宛二回ニ互リ寄附金至急取纏メ方ノ請求アリ

大正九年一月／六日 町長ヨリ文相ニ寄附採納願ヲ提出ス其額四十三万五千円

二月 中島ノ敷地買取ノ交渉ヲ始ム

三月一日 文部省ヨリ正式ニ第九高商彦根設置決定証明書到着

五月廿二日 高商敷地買取委員会ヲ設ク、土地買取ニ付迂余曲折アリ^{〔マ マ〕}

六月五日 敷地及移転料全部支払フ

六月十一日 不動産買取並寄附ノ件町会ニテ議決、之ヲ登記シ文部省ニ送ル

九月四日 高商寄附金整理委員会ヲ設ク、四月以降財界不況ニ陥リ寄附金ノ回収ニ難渋

九月八日 敷地寄附採納願

十月廿日頃 山崎実業学務局長来彦、敷地ノ検分ヲ為ス

十一月七日 地鎮祭執行

大正十年一月／六日 建築出張所ヲ彦根西尋常小学校ニ置ク

大正十年 数回ニ互リ文部省ヨリ寄附金ノ督促アリ、町ハ寄附者ニ懇請ス

大正十四年十一月 寄附者ヘ銀盃、木盃ヲ贈ル

大正十五年四月 寄附金分納金三ヶ年繰越シ
テ漸ク完納ス
寄附者／一万円以上二十五名、五千円以上六
名、一千円以上二十九名、自五百円至千円
十二名 / 五百円未満百六十四名 計
二百三十六名、

文書C

〔「彦根高等商業学校／16.10.1／26690／調
査課」の楕円印。「26690」は紺系統色、それ以外
は赤系統色のインク〕

○〔日付上の「○」は赤鉛筆によるとおもわれる
異筆。以下同〕 大正八年一月十二日 高商と
市会

文部省直轄の高等商業が本県下に設置さ
るゝやの説あるに付き大津市会議員田中重太
郎氏外十六名は昨十一日午後三時より市会を
招集

○一月十六日 高等商業は膳所町に、之を機
会に大津へ合併

文部省直轄の高商は愈本県にも一つ配置さ
るゝことゝなり其候補地は今の所、森知事が帰
らぬから詳しい事は判らぬがどうやら大津市に
決定しうである。然も大津市は既に人家稠密
にして一万何千坪と云ふ様な敷地はとても市内
に得られそうもなく止むなく^{〔ママ〕}滋賀村の地先か膳
所町に敷地を求めねばならぬが滋賀村に決定
するとならば寄附問題に支障が生じやう即ち寄
附総額六七十万円の内大部分は県の寄附に仰
ぐとするも敷地位は建設の自治体で整へねばな
らぬ。さうなると大津市は滋賀村の負担だと云
ふので寄附のまとまりが困難となるは必定だが
滋賀村とて今学校が出来たからとて其甘味の
大部分は大津市に吸はれることは明かなれば
多額の寄附のみ負担すると云ふ訳にも行くまい。

斯く如くなれば勢敷地は膳所町に撰択し之を
機会に多年の宿題たる大津、膳所合併の実現
を期待することになるであらう。監獄の移転、粟
津ヶ原

○一月十七日 待たれた知事は帰つた

高等商業学校設置内協議の為主務省の招
電により十一日急遽東上したる森知事は昨朝
帰庁した。知事は高商設立、膳所監獄移転、江
若鉄道、水口中学の諸問題に就て往訪の記者
に左の如く語つた

(イ)、高商設立は金が先決

滋賀県殊に大津市に大正九年度に高商を設
立する事に決定したと伝へらるゝが、併し左様に
確実なものでない。自分は文相が滋賀県に高商
をおいても宜いから受けるかと確めたに対して
設立されるは非常に有難いが寄附金の支出が
先決問題だから即答をさけ一応県民と相談の
上設立について県民が七八十万円の寄附金を
支出して可なりとすればお受の返答をしやう、
折角自分一個でお受しても寄附金が出来なけ
れば駄目だからと諾否の返答を保留して来た。
で早速高商設立について八十万円の寄附金を出
すかと質さうと思ふが県会議員にはかかる様な事
はせない。設立を希望してゐる地方について聞
かうとするので今も大津市長を招かうとしたに
昨夜東上したとか聞いた、大津出身の原田金之
祐氏や吉村鉄之助氏はどれだけの金を寄附す
るか土地丈位の寄附では到底駄目だ。政府も
金がないのだから八十万円位は地元で建設費^{〔ママ〕}
等に寄附せねばならぬ。東京で一所であつた福
井、岐阜県知事は自県へ設けてくれとせがんで
ゐた。では私は戯談半分^{〔ママ〕}に俺とこは仲々金の出
ない県だから出来なかつたら君等の方に貰ひ
給へと笑つてゐたが自分は設立については何等
の制肘^{〔ママ〕}はせない積りでゐる云々

○一月十七日 高宮町の運動（高商位置につき）

代議士吉田羊次郎氏、安居県議員は相携へて十六日午後帰県したる森知事を官邸に訪ひ高商設立位置に関し高宮町の意志を陳ずる処ありし

○一月二十一日 彦根と高商問題 大津と経済力を以て争はん

A. 安居、谷、北村三県議員、小林高宮、中村福満両町村長、渡辺郡会議長、半塚分四郎^{〔ママ〕}の六氏発起となり二十日午前十一時犬上郡会議事堂に郡内の各町村長、郡会議員を招集し高商問題に関する協議会を開きたり。本問題に関しては夙に吉田代議士、安居県議、渡辺、中村、柳瀬の諸氏会合しばしば密議をこらし吉田、安居の両氏は相携へて知事を訪問せると其の際彦根も大津も共に有力なる二大候補地なれば寄附金の八十七万円さへまともらば建設は至難にあらざるべしとの口吻にてこれが調達を促す処ありたるより急遽帰彦し有志を集めて凝議せる結果、右は旧臘来の行懸り上、郡の問題として研究協議すべきものと決し斯会合を求めたるものなりと、而して彦根町は二十日午後六時より町会議事堂に於て町会議員の協議会を開きたり。

B. 運動委員設置

午前十一時より犬上郡会議事堂に於て郡内町村長、県議員等の協議を開き高商問題に対する協議の結果、先づ安井県議員より本問題に関する諸般の報告あり満場一致を以て郡内に建設するやう運動することに決議し其常務委員として安居、谷、北村三県議員、渡辺、門野、小林、音瀬、大堀、山本各郡会議員、小林高宮、藤野豊郷、中村福満、高橋河瀬、久木亀山、柳瀬彦根の各町村長をあげ引続き諸般

の運動を一任することになり、午后四時半閉会し委員は引続き運動方法につき協議をなしたり。因に八十七万円の寄附金は郡内有力者の寄附に待つ方針なるも之等の問題は後として先決問題として位地決定に向つて運動する筈。

C. 高商問題協議会

既報の如く高商問題に対する大津市議員の協議会は十八日夜交通館に開催したるが寄附金の多額に驚きしが将又他に事由ありしか出席議員十名に満たざるの数にて正式に開会するに至らず田中議長より知事と会見の報告ありて更に二十日夜開会することに決し散会したり。○一月廿二日 八十七万円は耳を揃へて（彦根側の大馬力）

高商問題は予期せられたる如く大津市と彦根町の奪ひ合ひとなり双方必死となり居れるが大津市が金に困つて頭痛鉢巻の姿なるに反し彦根町側は犬上郡全体の加勢を得て金はとに角是非位置を決定せしむべしと決議する大馬力なり。而して大津市対彦根町の経済的實力に於て既に彦根町が優越し居れるに、かてゝ加へて犬上郡全部を味方に引入れ打つて一団となしたれば蓋し其の強味は想像するに難からず実行委員は寄附金募集の方針につき引続き協議中なるが彦根町の現住者より十五万円を調達する事は至難にあらざればこれに京阪神或は東京地方に於て成巧し居れる同町出身の富豪^{〔ママ〕}に対して相当の助力を求め更に郡内富豪の根源地なる高宮、豊郷を初め各町村富豪より相当の寄附金を募らば少くとも政府の希望する八十七万円は耳を揃へて差出し得べしとの見當にて其の常務委員の割当の如きも金持の多き方面を選抜する等仲々の苦心を払ひ居れり。而して次に起るべきは位置の問題なるが元来同校位置は郡の繁栄名誉なりとの觀念より斯く団結

せる以上彦根町がほしいまゝに位置を市内に決し難き事情あるべければ近時彦根に伝えられる現彦根商工学校敷地（大演習大饗宴場跡）に建設の方針をさけ市街に接近せる相当の位置を選定し彦根の名を冠するに至らんか、されど大津市も彦根の奮起を傍観するが如き事なくこれに勢を得て更に大活動を開始すべければ其結果は近來の見物たるを失はず。

○一月廿四日 犬上高商陳情

高商問題に付安居県会議員は二十三日朝森知事を県庁に訪ひたるが知事は彦根町の意を諒とし大至急決定的の寄附金額を示し町の誠意を表明すべしと云へるより氏は要領を得たるが如き態度にて退庁せるが氏は八十七万円耳を揃へて出す如きは仲々のことにて五十万円も六ヶ敷い、矢釜しく云ふものはとに角文無党にて物持は仲々出してくれそうもない、併し八十七万円耳を揃へて出す位の熱心で是非共彦根へ頂戴せねば止まぬ決心である。位置は彦根町とのみ固持せぬ犬上郡内であれば可い云々と語れり。

○一月廿五日 八幡高商協議

八幡町にて県内に高商設置問題に関し不日有力家会合し寄附金問題に付協議する模様なるが同町には富豪少なからざるも八十万円の寄附金は容易にまとまらざる形勢なりと。

○一月廿六日 彦根は三十万円引受(郡は交渉委員設置)

犬上郡にては二十四日高商問題に関する最後の決心をなし知事に回答する必要上郡会議事堂に於て常務委員会を開き種々協議する処ありしも病氣或は旅行中の故を以て欠席者数名ありし、大事を踏み大阪なる小林高宮町長、東京なる吉田代議士に急電を發して帰郡を促し其他の委員にも夫々通知して二十五日午前九

時より再び同議事堂に会合し最後の決心を定め寄附金額を知事に回答する事を定め午後八時散会せるが二十五日は各相談役をも招集せり。これより先お膝元たる彦根町の決心を確むる必要ありとの議、郡委員会にて現れたれば同町にては其の意を諒とし直ちに同夜八時より町会議員及さきに囑託せる町委員安居喜八、安居喜藏、大橋弥一郎、岸田棟三郎(藤田太吉、広野織藏、前川善平三氏は欠席)の諸氏も来り共に彦根町の寄附金引受額につき協議を凝らしたるが満場一致を以て三十万円を調達する事と決し午後十時散会せるが二十五日開催の郡常務委員会はこの原動力として交渉委員を選任し町の委員と相携へて二十六日より東京、京都、大阪其他にある郡内出身者を訪問し寄附金募集に着手する事となるべく而して引受たる三十万円は是非有力者の寄附に仰ぐ予定なり。

○一月二十六日 犬上の委員、知事に肉薄——五十万円の決心を提げて位置を聞かして貰ひ度い——

二十五日午後より協議会を開き安居委員長を初め平塚、渡辺、小林、音瀬、北村、柳瀬の各委員は午後二時十八分彦根発下り列車にて大津に赴き県農会総会に列席中の大堀、北川両委員を加へ森知事に会見し決心したる寄附金額を回答し位置の決定を迫る処ありたるが決心せし金額は最も秘密に附し居れるも五十万円と見て可ならんか、森知事の決心せる回答果たして如何、

○一月廿八日 取引所と高商——四千万円の寄附決議——

彦根米穀取引所(株主兼松寅太郎)にては高商彦根町設置の場合四千万円寄附決定

○一月廿八日 犬上郡の高商運動——県下町村長へも依頼——

二十五日夜町会議員、区長の協議会を開きたる結果安居委員を初め柳瀬、小林、渡辺以上郡、藤村、田原以上町の各委員は二十六日午後四時下り列車にて出発大津にて北川嘉平氏を加へ大阪に赴き伊藤忠兵ヱ氏を初め不破栄次郎其他郡内出身の大実業家を歴訪、寄附金に関する援助方を懇請

○一月廿九日 八幡高商運動

高商設置問題に関し八幡町に於ては此程原田県議邸に於て大沢町長、原田県議、郡会議員山本小太郎の三氏会合運動開始の端緒を開きたるが協議の結果同町有力者を歴訪せるに森五郎兵ヱ氏は八幡町に設置せらるべき場合は五万円の寄附金は辞せざるべき意思を表明せるが同町は富豪の淵藪地の事とて優に三十万円は出来得べき見込にて外に郡部と日野町を合して二十万円は出来得べく見込あり、原田四郎左エ門氏も同町等級歩合に準じ七千五百円を出金すべく言明せる由にて、不日何等かの形式により一大運動開始を見るべし。

○一月三十日 高商問題懇談（富豪を招待して）

高商設立に伴ふ寄附金拠出に関する森知事の県下富豪三十三氏の招待懇談会は昨二十九日午後より大津市県公会堂特別室にて開催。／犬上郡出席者／安居喜八、安居喜造、石橋彦三郎、広野織蔵、井伊伯爵代理大久保員臣、大橋弥一郎、北川与平

○一月三十一日 大津市の一斉活動／高商寄附金の募集に

○一月三十一日 高商問題に就き県議招集（二月二日に）

○二月二日 県議の高商問題協議／協議の結果左の如し

一、県下に高商設置を希望すること

二、位置は政府に任すこと

三、寄附金は任意たる事

四、万止むを得ざる時は経費の補助をなす事

○二月四日

犬上郡にては三日午前十時より高商問題に関する実行委員会を開き安居委員長より二日大津に開催せられたる県議協議会の経過を報告し且門野安太郎氏を先発として東上せしめ有力家を訪へたる経過及主務省の方針等の報告

○二月六日 犬上高商白熱化、委員続々東上／委員長安居喜造氏二日東上、渡辺九一郎氏も東上

○二月六日 高商大会、於彦根公会堂

決議／高商の位置は高等教育普及上且県の地勢に鑑み彦根地方を可とし之に要する寄附金は有力者の提出を待ち県費に累を及ぼさざるを適当とす。／右目的を貫徹するため犬上郡委員の外左の十二氏を実行委員とす／安沢茂雄、竹原正一、藤沢万九郎、西島孫吉、河路重平、松井孝治郎、丸橋茂平、岸善兵衛、中村芳三郎、河村平兵衛、横山秀太郎、矢尾小兵ヱ

一、委員中若干名は至急県知事並に主務省へ陳情の方法をとる事

○二月十一日 高商彦根に決す——二月十日彦根に決定——

激烈なる争奪戦を惹起せる高商設置問題は昨日に至り愈彦根町に位置決定したる旨確報ありたり。／大津市は財力のため圧倒されたる次第なり彦根町の得意想見するに足るべき也

○ 〳十二日 彦根の報告会／安居委員長より彦根に決定せる迄の経過報告

○ 〳十三日 町会議員、区長に同様の報告

○ 〳十六日 高商委員会開催、相談役の協議会

○ 〳十八日 高商問題常設委員会開催

- 〓二十日 高商相談役会開催
- 〓二十二日 安居(喜)、渡辺、門野、中村の四高商委員大阪に於ける郡内出身有力者へ寄附金募集のため出発／(大津近江新報社にて杉井記)

文書D

冒頭に「彦根高商創立当時を語る」座談会」と印刷された見出し(その右下に「陵水第九号所収(昭一二、二)」の手書きあり)の切抜が貼られたノンプル19～37の罫紙には、彦根高等商業学校の同窓会である陵水会が発行していた逐次刊行物『陵水』第9号(1937年2月15日)に掲載された「彦根高商創立当時を語る」座談会」全ページの切抜が貼りつけてある(以下「座談会記事」とする)。

この掲載稿については、その元原稿(以下「座談会原稿」とする)がみつかり、その全文をすでに公開している(阿部安成「資料紹介 滋賀大学経済経営研究所調査資料室報⑨⑩XⅫ創立のころ(上)(下)」「彦根高商創立当時を語る」座談会」という記録)『彦根論叢』第351号、第355号、2004年11月、2005年9月)。

本稿では、この文書Dは転載しない(前掲、阿部「資料紹介 滋賀大学経済経営研究所調査資料室報⑨⑩」では、『陵水』に掲載された「座談会記事」と「座談会原稿」との異同を明示した)。

*

この「設置経過概要綴」は、綴じられた4文書から明らかなとおり、1936年12月5日に開催され、その翌1937年2月発行の『陵水』第9号に掲載された「彦根高商創立当時を語る」座談会」記事(文書D)と、それにさきだってつくられた、座談会進行順序(文書A)と年表(文書B)、そして、大津の近江新報社での彦根高商嘱託書記杉井武郎による聞き取り取材記録(文書C)が、その中身である。

文書Cに押された印影「彦根高等商業学校」の楕円印には、それを綴じた「設置経過概要綴」の表紙に押されたそれと違って、「16. 10. 1」とのおそらく年月日がみえる。これが1941年10月1日だとすると、実施された座談会の記事を掲載した逐次刊行物を発行したそのあとに、「嘱託」として座談会に出席していた杉井が、理由や経緯は不明ながらも、大津の近江新報社に出向いて取材をしたのだろう。教育機関が新聞社から取材をうけるのではなく、新聞社に教育機関が自校の沿革について尋ねるという事態は、とてもめずらしく感じる。

さきの文書Dが掲載された逐次刊行物は1937年に発行され、その翌1938年11月には彦根高商の紀要である『彦根高商論叢』第24号が「彦根高商論叢開校十五周年記念論文集」として編まれていた。こうした開校以降の年数の数え方からすると、いずれくる開校20周年記念にさきがけて、彦根高商の嘱託書記が公務として校史をたどる取材をしていたのかもしれない。文書D冒頭には、その座談会でまず、校長矢野貫城が「何れ沿革史なんかも作らなければならんのですから、そういふ時にその当時の事情を詳しく置くことは学校の為めになるし、〔中略〕一度集って頂きたいといふ考へを前から持つて居りましたが、その機会を得ませんでした。そうこうします中に年が迫つて参りましたので、卒急なことでありましたが、大変御迷惑にも拘りませずお忙しいところを御都合おつけ下つて、茲にお集り下さいました」と述べたと記録されている。彦根高商はそれが機能していたときに、学校史を編集発行しなかったのだから、おりにふれてその機会をうかがってはいたのだろう。

校史が編まれはしなかったものの、それを見越して聞き取りに着手し、さらに、新聞社での調査をまとめて綴じた冊子が、この「設置経過概要綴」なのである。

彦根高商誘致時の犬上郡会議長と彦根町会議員を歴任した渡辺九一郎は、さきの座談会に出席して、そこでの2度めの発言で(「座談会記事」においては初めての発言)、「この経過概要にも一寸書いて居ります通り」と述べていた。この発言からすると、座談会ではさきの文書Bそのものが回覧されたりその複写が配布されたりして、それをみながら座談がすすんでいったとおもわれる。

この史料「設置経過概要綴」とは、くりかえせば、1936年12月5日開催の座談会時に配布が回覧された「本校設置経過ニ関スル座談会進行順序」(文書A)と、座談会の進行にさいして参照されたであろう「第九高等商業学校彦根設置経過概要」(文書B)と、その座談会記録が活字化された誌面(1937年2月)の切り抜き(文書D)と、そののちに近江新報社でおこなわれた取材稿(文書C。1941年10月1日作成か)の合綴なのである。文書Cと文書Dとでは、前者のいわば史料年代があと(あたらしい)であるにもかかわらず、それが、より古い文書Dのまえに綴じられたということは、活字化された座談会記事(文書D)をこそ、彦根高商沿革史の正典とする歴史意識のあらわれといえるだろう。

高商を滋賀県内においては彦根に誘致するその経緯(経過)を報せる史料としての重要性にとどまらず、この「設置経過概要綴」は、座談会に用いられたであろう資料そのものとして、くわえて、自分たちの学校の「沿革」(歴史)を知るときに新聞社を情報源としたその記録として、類をみない記録といえるのである。

III 滋賀県立公文書館所蔵資料

「設置寄附一件綴」を2022年9月中旬にさきの検索システムでみつけてさっそく申請手続きをとり、同年9月21日15時18分受信の県立公文書館発E

メールにて、「利用請求書を受理」したとの連絡をうけて、ついで、同年10月3日付「特定歴史公文書等利用決定通知書」を同月7日に郵便配達でうけとり、同月11日に訪館のうえ同史料を閲覧、撮影した(同年12月27日に再閲覧)。

以下、綴じられた文書をその初めから順に番号をふって示す(引用における、原文の見せ消しは二重取り消し線であらわしてそのつぎに修正文字を記した。適宜読点をくわえた)。

文書1: 一九二〇年九月二日犬上郡長平塚分四郎発内務部長島内三郎宛て郡第一七二八号「国ノ事業ニ対シ寄付ノ件」(「滋賀県」の印字がある朱系統色縦罫紙に手書き)——「左記協議候也／部内彦根町ヨリ左記ノ通第九高等商業学校設置費及同校敷地寄付ノ義ニ付協議有之候条、御意見承知致度候／記／一、寄附ヲ為サントスル事業ノ種類／国立高等商業学校設置／二、寄付金額并ニ土地建物等ノ坪数及其見積価格／寄附金額参拾六万円也／内訳／一金拾貳万円 大正九年度／一金拾貳万円 大正十年度／一金拾貳万円 大正十一年度／敷地 壹万参千百四坪五合四勺／此価格八万八千七百七十五円／内宅地 壹千八坪五合四勺／畑 壹万貳千九拾六坪／三、寄附財源／全部寄附金ヲ以テ之ニ充当シ町税ニ賦課セズ寄付金釀取ノ方法別紙ノ通、但寄付土地買取費寄付金八万八千七百七十五円トス／四、地方公共団体ノ財政状況一斑／財源寄付金ニ依リ支弁スベキヲ以テ本項省略ス」

同文書の冒頭の「郡第一、七二八号」は朱筆、平塚の名に角朱印(「滋賀県犬上郡長之印」)、本文上部の横罫線上に「滋賀県／収／地3336／受／9.9.22.」の丸朱印(「地3336」のみ黒ペン書き、「滋賀県」は右から左へ記載)。その丸朱印の右上に割印、その丸朱印の左に「改編／第六五号」

(「六五」のみ黒ペン書き)の縦長朱印、一つ書きの「一、」の右と「四、」に始まる行末尾に鍵括弧の朱筆。

文書2: 一九二〇年九月二九日「提議」(「滋賀県」の印字がある黄系統色縦罫紙に手書き)——「十月一日^(朱筆)／知事 按／知事／内務大臣／国ノ事業ニ対スル地方公共団体ノ寄附ニ関スル件／県下犬上郡彦根町ヨリ左記ノ通第九高等商業学校設置費及同校敷地寄附致度旨申出候処、右ハ文部省ヨリ交渉モアリタル次第ニテ適当ノ措置ト認メ候ニ付、御聴置相成候様致度、此段内申候也／左記ハ別紙「 」内謄写」(下線部の鍵括弧は朱筆)。

黄系統色により「第 号／大正 年 月 日 受／大正 年 月 日決／浄書 校合／大正 年 月 日提議 内務部 課 / 内務部長 課長 課合議」の印字あり。これら印字の上部に黒ペン書き「急」の上に朱筆で「急」の書き入れ、黄色系統罫線右端上部に丸紺印があるも簿冊のどの部分であり「済」のみ判読。これら黄系統色印字の箇所(以下、二重下線で表示)で、浄書と校合の下に角朱印、大正「九」年「九」月「二十九」日提議の墨書、内務部「地方」課「松山属」の墨書と「松山」の楕円朱印、内務部長下に「島内」の丸朱印、課長下に丸朱印(判読不能)、課合議下に「室田」の丸朱印。黄色系統罫線上端枠外に割印(判読不能)。墨書「知事」下に朱丸印(「堀田」か)。

滋賀県知事から内務大臣宛て文書の起案書か。末尾の朱筆「 」は、文書1の一枚め二つ折り綴じの右側の最後の文字が「記」で、そのあと左側の一つ書きには、さきにみたとおり「一、」の冒頭と「四、」の末尾に朱筆で鍵括弧が記されていた、それに応ずるのだろう。

文書3: 一九二〇年十一月一三日内務省 滋地第一四七号、塚本内務省地方局長発堀田滋

賀県知事宛て(手書き謄写版刷り。下線のみ黒ペン書き)——「内務省滋地第一四七号／大正九年十一月十三日／塚本内務省地方局長／堀田滋賀県知事殿／国ノ事業ニ対スル寄附ノ件通牒／大正九年十月一日地第三三三六号ヲ以テ内申相成候犬上郡彦根町ヨリ国ノ事業ニ対スル寄附ノ件ハ、主務省ヨリ協議アリタルトキハ同意スルコトニ内定候為御参考」

一行め手書き「滋地」右に「■■課／長閣了」(■は判読不能)の縦長朱印、「内務省地方局長」下に「内務省地方局長之印」の角朱印、宛所と件名の上に「滋賀県／収／地3336／受／9.11.15.」の丸朱印(「地3336」のみ墨書、「滋賀県」は右から左へ記載)。その丸朱印の上に割印(判読不能)。

文書4: 一九二〇年一〇月二二日「提議」(「滋賀県」の印字がある黄系統色縦罫紙に手書き)——「十月廿三日 知事／地方局長／国ノ事業ニ対スル寄附ノ件／本月二十日付滋地第一四七号ヲ以テ御照会ニ係ル寄附金醸収ノ方法別紙及送付候／追而敷地代寄附年度ハ大正八年度ニ有之候条御了知相成度」

黄系統色により「第 号／大正 年 月 日 受／大正 年 月 日決／浄書 校合／大正 年 月 日提議 内務部 課 / 内務部長 課長 課合議」の印字あり。これら印字の上部罫線外に「知事」の朱の押印とその下に「島内」の丸朱印。さきの黄系統色印字の箇所(以下、二重下線で表示)で「地」第「三、三三六」号、浄書と校合の下に丸朱印(どちらも「小泉」)、大正「九」年「十」月「二十二」日提議の黒ペン書き、内務部「地方」課「室田属」の黒ペン書きと「室田」の丸朱印、内務部長下に「島内」の丸朱印、課長下に丸朱印(判読不能)、課長の左に「教育課長」の墨書と丸朱印(判読不能)、課合議の左に「同」の墨書と丸朱印(判読不能)。

朱印(「教育課長」の印と同印影)。宛所と件名の上部罫線上に割印(判読不能)。

文書5: 内務省地方局長発滋賀県知事宛て(「内務省」の印字がある朱系統色縦罫紙に手書き。印字あるいは押印文字に破下線)——「内務省地方局長／滋賀県知事殿／国ノ事業ニ対スル寄附ノ件照会／貴県犬上郡彦根町標記ノ件進達相成候処、寄附ノ財源タル寄附金醸取ノ方法ヲ記載セル別紙添付無之候条、至急御送附相成度／追而敷地代八万八千七百七十五円ノ寄附年度承知致度」

文書罫線外上部右端に「滋賀県／収／地3336／受／9.10.21.」の丸朱印(「地3336」黒ペン書き)、その下罫線内に「地方局／滋地／第147号／9.10.20」の楕円紺印(「滋地」「147」黒ペン書き、その上の印内手書きとは異筆)、「内務省地方局長」の印字の下に「内務省地方局長之印」の角朱印。

＊

事案の展開をたどろう。まず、犬上郡長から滋賀県内務部長に宛てて、「国ノ事業」である「第九高等商業学校設置」について、その費用と敷地の寄附について彦根町での協議について了承したい旨が伝えられた(1920年9月21日付、翌22日県収受。文書1)。ついで、それにかかわり、県では知事から内務大臣宛て文書の提議が同月29日付でおこなわれた(文書2)。

つぎに、内務省地方局長から滋賀県知事宛て文書(同年10月20日付、翌21日県収受。文書5)にて、「寄附金醸取ノ方法」の照会があり、県では同月23日に内務省地方局長へ伝えるべく、22日付で提議がおこなわれた(文書4)。その「寄附金醸取ノ方法」を記した「別紙」の案文や控が、この簿冊には綴じられていない。9月21日付犬上郡長発信文書においても、「寄附財源」の項で、「全部寄附金ヲ以テ之ニ充当シ町税ニ賦課セズ、寄附金醸

取ノ方法別紙ノ通」と記されているも、同文書にもその「別紙」はなかった(文書1)。

そして、内務省地方局長が滋賀県知事に宛てた同年11月13日付通牒で、「彦根町ヨリ国ノ事業ニ対スル寄附ノ件ハ、主務省ヨリ協議アリタルトキハ同意スルコトニ内定」したと通知されたのである(文書3)。

この文書にいう「地第三三三六号」とは、上記の犬上郡長が滋賀県内務部長に宛てた文書1に押印された滋賀県の収受印の印影に記された番号である。滋賀県が10月21日に収受した内務省地方局長発滋賀県知事宛て照会状(文書5)にも、その番号が記されている。この「設置寄附一件綴」の根本の文書番号であり、それが1920年11月13日付内務省地方局長発滋賀県知事宛て通牒(文書3)において、「大正九年十月一日地第三三三六号」と記されたために、文書をさかのぼって1920年9月29日付提議の文書2に、「十月一日」と朱筆で追記されたのだろう。

「設置寄附一件綴」は、彦根町における高商誘致のなにをあらわしているのか。管見のかぎり現時点では、滋賀県の公文書にみえるこの「設置寄附一件」についての文書は、ほかにはない。とはいえ、文書1にみえる1920年9月21日に初めてこの件が、県の知るところとなったとは考えられない。目を転じると、たとえば新聞報道では、1919年の年初から滋賀県における高商設置記事が紙面にみえる³⁾。後年の報道である「五周年を迎へ／彦根高商創立当時を偲ぶ(上)」見出し記事(『大阪毎日新聞滋賀毎日』(1928年10月31日)で、1919年1月15日に高商誘致を掲げた「犬上郡有志大会」を開いて寄附金を集めたと報じられ、この記事が読みあげられたさきの座談会においても寄附金についての談話が展開している。

3) 前掲、阿部、今井「研究ノート 彦根高等商業学校の始まりの始まりへ(2完)」前掲、今井「第1章 誘致運動」を参照。

また、さきにみた史料「設置経過概要綴」の文書Bにも、この犬上郡有志大会開催が記され、さらには、翌1920年には、6月に高商用地の買収と寄附について彦根町会で議決し、その登記について文部省に送付、9月8日にはその敷地の寄附納付をおそらく文部省に願いでて、翌10月20日ころに文部省実業学務局長が敷地検分のため来彦したとみえる。その9月の動向をふまえて、史料「設置寄附一件綴」の文書1が発信され、そしておなじく文書5の通知があった。

この「設置寄附一件綴」は、高商設置という「国ノ事業ニ対スル地方公共団体ノ寄附ニ関スル件」(文書2)として、その高商をわが方へ誘致しようとした彦根町-犬上郡-滋賀県の動向の一斑が文書をもってあらわれた、その記録なのである。その動向や経緯のなかで、同文書綴が明らかにした点は、そう多く、また大きいとはいえないかもしれない。しかしこの文書綴は、官報においても新聞報道においても、地域名がつく学校として滋賀県内に設置される高商が扱われていたのにたいして、「第九高等商業学校」という名称が用いられていた点が重要なのである(ただし、内務省の文書にはその語がみえない)。(続く)

【附記】

本稿は、2022年度滋賀大学経済経営研究所助成研究テーマ「旧制官立高等商業学校の人材育成をめぐる実証研究」(代表者坂野鉄也)、2024年度滋賀大学経済学部学術後援基金助成事業研究テーマ「旧制官立彦根高等商業学校と東アジア」(代表者阿部安成)、同年度滋賀大学経済学会公募型特別事業名「産業化時代におけるグローバル・ヒストリーとしての高等商業教育史研究—その論点整理と史料論にむけて」(代表者阿部安成)の成果の一つである。